令に基づく専門学校において薬学、工学若しくは化学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。

三　［略］

四　［略］

［略］

［略］

別表第二（第十一条関係）

学歴	実務の経験
一　［略］	［略］
二　学校教育法に基づく短期大学（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと（同法に基づく専門職大学の前期課程にあつては、修了したこと）又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］
三　［略］	［略］
四　［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

化学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。

三　［略］

四　［略］

［略］

［略］

別表第二（第十一条関係）

学歴	実務の経験
一　［略］	［略］
二　学校教育法に基づく短期大学若しくは旧専門学校令に基づく専門学校において工学、化学若しくは薬学の課程を修めて卒業したこと又は主務大臣がこれと同等以上であると認める学力を有すること。	［略］
三　［略］	［略］
四　［略］	［略］

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、表中第二十一条第一項第二号ロの改正規定、別表第一の改正規定及び別表第二の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

○経済産業省・環境省令第七号

学校教育法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十一号）の施行に伴い、及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第百七号）第八条の十第二項の規定に基づき、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十月三日

経済産業大臣　世耕　弘成

環境大臣　中川　雅治

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令の一部を改正する省令

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和六十一年通商産業省令第四十六号）の一部を次のように改正する。